

徳島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年五月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業の禁止）

第一条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は旨んではならない。

（指示の有効期間）

第二条 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。